４　この法律の施行の際、旧保障勘定又は旧自動車事故対策勘定に所属する権利義務は、新自動車事故対策勘定に帰属するものとする。

５　前項の規定により新自動車事故対策勘定に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、新自動車事故対策勘定の歳入及び歳出とする。

（政令への委任）

第四条　前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第五条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新自賠法の規定について、その施行の状況等を勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（住民基本台帳法の一部改正）

第六条　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の百十四の項中「第七十二条第一項」を「第七十二条第一項第一号又は第二号」に、「てん補」を「塡補」に改める。

（消費税法の一部改正）

第七条　消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

別表第一第六号ヘ中「第七十二条第一項（定義）」を「第七十二条第一項第一号及び第二号（業務）」に、「てん補する」を「塡補する」に改める。

（平成六年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律の一部改正）

第八条　平成六年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律（平成六年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「当該勘定、自動車損害賠償保障事業特別会計又は自動車安全特別会計の保障勘定」を「当該各勘定、自動車損害賠償保障事業特別会計の自動車事故対策勘定若しくは保障勘定、自動車損害賠償保障法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（令和四年法律第六十五号）第二条の規定による改正前の特別会計に関する法律に基づく自動車安全特別会計の自動車事故対策勘定若しくは保障勘定又は自動車安全特別会計の自動車事故対策勘定」に、「保障勘定に繰り入れる」を「自動車事故対策勘定に繰り入れる」に改め、同条第三項中「保障勘定への」を「自動車事故対策勘定への」に改める。

附則第二項を削り、附則第一項の項番号を削る。

（平成七年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律の一部改正）

第九条　平成七年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律（平成七年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「当該勘定、自動車損害賠償保障事業特別会計又は自動車安全特別会計の保障勘定」を「当該各勘定、自動車損害賠償保障事業特別会計の自動車事故対策勘定若しくは保障勘定、自動車損害賠償保障法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（令和四年法律第六十五号）第二条の規定による改正前の特別会計に関する法律に基づく自動車安全特別会計の自動車事故対策勘定若しくは保障勘定」を「当該各勘定、自動車損害賠償保障事業特別会計の自動車事故対策勘定若しくは保障勘定、自動車損害賠償保障法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（令和四年法律第六十五号）第二条の規定による改正前の特別会計に関する法律に基づく自動車安全特別会計の自動車事故対策勘定若しくは保障勘定又は自動車安全特別会計の自動車事故対策勘定」に、「保障勘定に繰り入れる」を「自動車事故対策勘定に繰り入れる」に改め、同条第三項中「保障勘定への」を「自動車事故対策勘定への」に改める。

附則第二項を削り、附則第一項の項番号を削る。

（自動車損害賠償保障法及び自動車損害賠償責任再保険特別会計法の一部改正）

第十条　自動車損害賠償保障法及び自動車損害賠償責任再保険特別会計法の一部を改正する法律（平成十三年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項中「新自賠法附則第三項中「第二百十三条第一項第一号ロ」を「自動車損害賠償保障法附則第三項中「第二百十三条第一項第一号ヘ」に、「附則第六十三条」を「附則第五十六条」に、「第二百十六条の見出し中」を「第二百十六条中」に、「同法第二百十三条第一項第一号ロ」を「同法第二百十三条第一項第一号ヘ」に改める。

（独立行政法人自動車事故対策機構法の一部改正）

第十一条　独立行政法人自動車事故対策機構法（平成十四年法律第百八十三号）の一部を次のように改正する。

第十三条第六号中「又は損害のてん補」を「又は損害の塡補」に改め、同号ロ中「第四章」を「第四章第二節」に、「てん補」を「塡補」に改める。

（保険法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の一部改正）

第十二条　保険法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「第七十二条第一項」を「第七十二条第一項第一号若しくは第二号」に、「てん補」を「塡補」に改める。

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　金子　恭之
財務大臣　鈴木　俊一
国土交通大臣　斉藤　鉄夫

児童福祉法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年六月十五日

内閣総理大臣　岸田　文雄

法律第六十六号

児童福祉法等の一部を改正する法律

（児童福祉法の一部改正）

第一条　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「第九項」の下に「、第十八条の二十の二第二項」を加え、同項ただし書中「以下」を「第九項において」に改め、同条第九項中「する。」の下に「第十八条の二十の二第二項、」を加える。

第十八条の五第二号中「処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない」を「処せられた」に改め、同条第三号中「二年」を「三年」に改め、同条第四号及び第五号中「又は」を「若しくは第三号又は」に、「二年」を「三年」に改める。

第十八条の十九第一項に次の一号を加える。

三　第一号に掲げる場合のほか、児童生徒性暴力等（教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和三年法律第五十七号）第二条第三項に規定する児童生徒性暴力等をいう。以下同じ。）を行つたと認められる場合